

姫路市社会福祉審議会

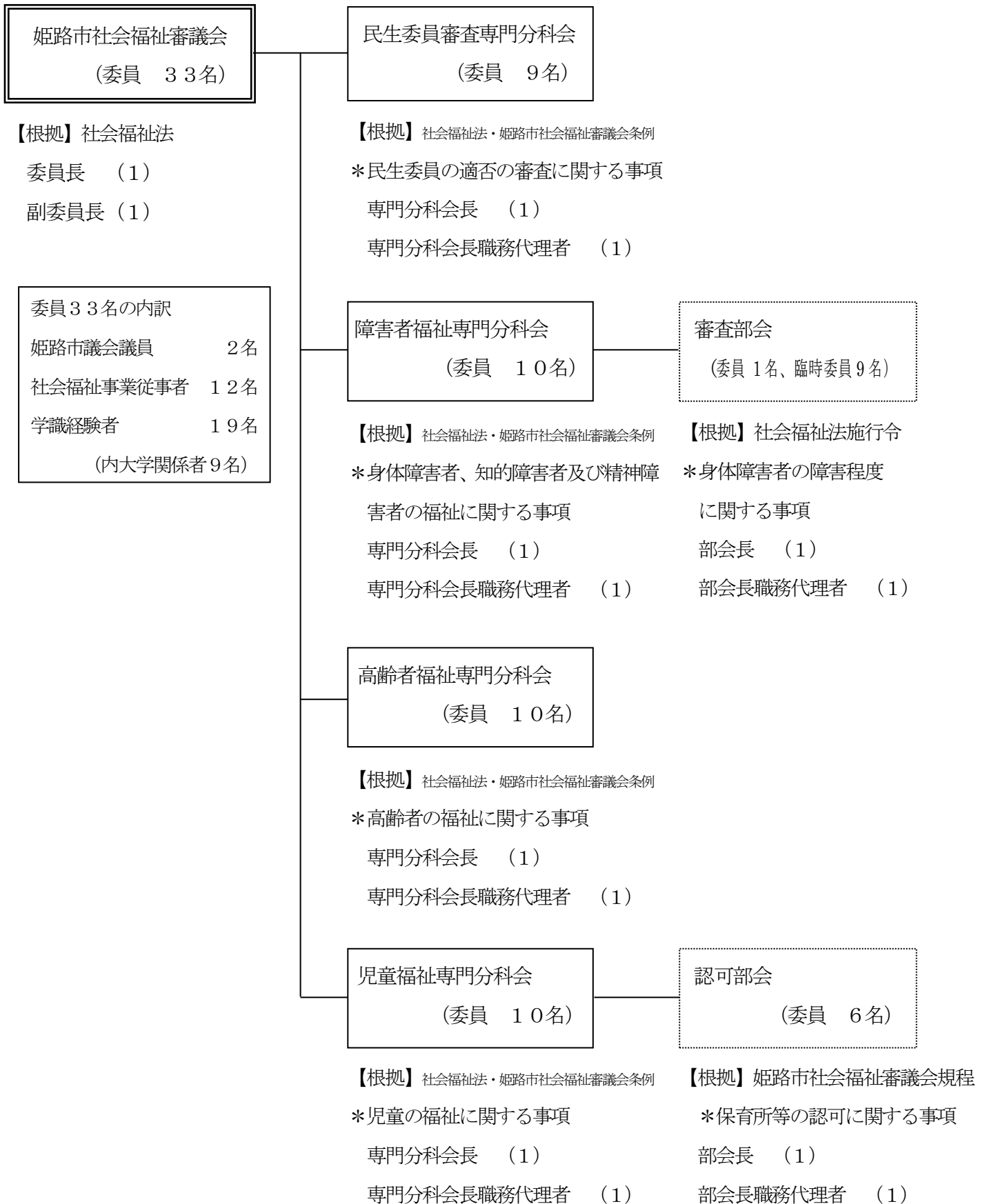
令和8年度総会 資料

# 目 次

1	姫路市社会福祉審議会組織	1
2	姫路市社会福祉審議会委員 (委員一覧、分科会名簿案、分科会長名簿案、部会名簿案)	2
3	令和8年度 健康福祉局の主要事業の概要	11
4	令和8年度 こども未来局の主な新規・拡充事業の概要	14
5	姫路市地域福祉計画について	17
6	「姫路市障害福祉推進計画(第7期)」の中間見直しについて	19
7	「姫路市高齢者保健福祉計画及び姫路市介護保険事業計画(第10期)」について	21
8	姫路市こども計画「ひめじ こども・若者みらいプラン」について	23
	(参考) 関係法令	25
	・社会福祉法(抜粋)	
	・社会福祉法施行令(抜粋)	
	・姫路市社会福祉審議会条例	
	・姫路市社会福祉審議会規程	

# 1 姫路市社会福祉審議会組織

(「\*」調査審議する事項)



## 2 姫路市社会福祉審議会委員

(区分別・五十音順:敬称略)

区分		氏名	役職
市議員 会	1	蔭山 敏明	姫路市議会 議員
	2	杉本 博昭	姫路市議会 議員
社会福祉事業従事者	3	阿野 弥生子	姫路市民生委員児童委員連合会 副会長
	4	大西 了知	姫路市老人福祉施設連盟 会長
	5	岡本 雅弘	姫路市民生委員児童委員連合会 会長
	6	小林 弘子	(特非)姫路市身体障害者福祉協会 副理事長
	7	竹田 佑一	(社福)姫路市社会福祉協議会 理事長
	8	灘 一善	姫路市社会福祉施設協議会 理事
	9	福間 章代	(社福)姫路市社会福祉協議会 副理事長
	10	富士原 智恵美	(一社)姫路市保育協会 会長
	11	三木 章弘	(特非)姫路市精神保健福祉連合会 理事長
	12	山田 直恵	(特非)姫路地区手をつなぐ育成会 理事長
	13	山中 真介	姫路市私立幼稚園連合会 会長
	14	山本 浅子	(一財)姫路市婦人共励会 会長
学識経験者	15	秋川 陽一	関西福祉大学 教育学部 教授
	16	荒木 実代	福山平成大学 福祉健康学部 教授
	17	石田 智子	姫路市連合PTA協議会 代表理事
	18	泉 憲政	(一社)姫路薬剤師会 会長
	19	岩田 稔恵	姫路市連合婦人会 会長
	20	内田 敏也	(一社)姫路市歯科医師会 会長
	21	内田 勇人	兵庫県立大学 理事兼副学長
	22	小河 晶子	姫路大学 教育学部 特任教授

区分	氏名	役職
学 識 経 験 者	23	北川 博康 姫路市連合自治会 会長
	24	國部 伸也 (一社)姫路市医師会 会長
	25	来栖 昌朗 (一社)姫路市医師会 理事
	26	笹岡 俊雄 姫路市老人クラブ連合会 副会長
	27	沢田 洋子 (公社)兵庫県看護協会西播支部 支部代表補佐
	28	谷口 泰司 関西福祉大学 社会福祉学部 教授
	29	中野 靖子 姫路市小学校長会
	30	西村 正喜 姫路獨協大学 人間社会学群 准教授
	31	日坂 歩都恵 兵庫大学短期大学部 保育科 教授
	32	藤重 育子 姫路大学 教育学部 准教授
	33	本田 順子 兵庫県立大学 地域ケア開発研究所 教授
合 計		33人

姫路市社会福祉審議会

民生委員審査専門分科会 委員名簿(案)

(9名)

氏名	役職	選出区分	兼務
石田 智子	姫路市連合PTA協議会 代表理事	学識経験者	兼児童
岩田 稔恵	姫路市連合婦人会 会長	学識経験者	
岡本 雅弘	姫路市民生委員児童委員連合会 会長	社会福祉事業従事者	兼高齢
蔭山 敏明	姫路市議会 議員	市議会議員	兼児童
北川 博康	姫路市連合自治会 会長	学識経験者	
笹岡 俊雄	姫路市老人クラブ連合会 副会長	学識経験者	兼高齢
竹田 佑一	(社福)姫路市社会福祉協議会 理事長	社会福祉事業従事者	
中野 靖子	姫路市小学校長会	学識経験者	兼児童
西村 正喜	姫路獨協大学 人間社会学群 准教授	学識経験者	

姫路市社会福祉審議会

障害者福祉専門分科会 委員名簿(案)

(10名)

氏名	役職	選出区分	兼務
内田 敏也	(一社)姫路市歯科医師会 会長	学識経験者	
小河 晶子	姫路大学 教育学部 特任教授	学識経験者	
國部 伸也	(一社)姫路市医師会 会長	学識経験者	
小林 弘子	(特非)姫路市身体障害者福祉協会 副理事長	社会福祉事業従事者	
杉本 博昭	姫路市議会 議員	市議会議員	兼高齢
谷口 泰司	関西福祉大学 社会福祉学部 教授	学識経験者	
灘 一善	姫路市社会福祉施設協議会 理事	社会福祉事業従事者	
本田 順子	兵庫県立大学 地域ケア開発研究所 教授	学識経験者	
三木 章弘	(特非)姫路市精神保健福祉連合会 理事長	社会福祉事業従事者	
山田 直恵	(特非)姫路地区手をつなぐ育成会 理事長	社会福祉事業従事者	

姫路市社会福祉審議会

高齢者福祉専門分科会 委員名簿(案)

(10名)

氏名	役職	選出区分	兼務
荒木 実代	福山平成大学 福祉健康学部 教授	学識経験者	
泉 憲政	(一社)姫路薬剤師会 会長	学識経験者	
内田 勇人	兵庫県立大学 理事兼副学長	学識経験者	
大西 了知	姫路市老人福祉施設連盟 会長	社会福祉事業従事者	
岡本 雅弘	姫路市民生委員児童委員連合会 会長	社会福祉事業従事者	兼民生
来栖 昌朗	(一社)姫路市医師会 理事	学識経験者	
笹岡 俊雄	姫路市老人クラブ連合会 副会長	学識経験者	兼民生
沢田 洋子	(公社)兵庫県看護協会西播支部 支部代表補佐	学識経験者	
杉本 博昭	姫路市議会 議員	市議会議員	兼障害
福間 章代	(社福)姫路市社会福祉協議会 副理事長	社会福祉事業従事者	

姫路市社会福祉審議会

児童福祉専門分科会 委員名簿(案)

(10名)

氏 名	役 職	選出区分	兼 務
秋川 陽一	関西福祉大学 教育学部 教授	学識経験者	
阿野 弥生子	姫路市民生委員児童委員連合会 副会長	社会福祉事業従事者	
石田 智子	姫路市連合PTA協議会 代表理事	学識経験者	兼民生
蔭山 敏明	姫路市議会 議員	市議会議員	兼民生
中野 靖子	姫路市小学校長会	学識経験者	兼民生
日坂 歩都恵	兵庫大学短期大学部 保育科 教授	学識経験者	
藤重 育子	姫路大学 教育学部 准教授	学識経験者	
富士原 智恵美	(一社)姫路市保育協会 会長	社会福祉事業従事者	
山中 真介	姫路市私立幼稚園連合会 会長	社会福祉事業従事者	
山本 浅子	(一財)姫路市婦人共励会 会長	社会福祉事業従事者	

姫路市社会福祉審議会  
専門分科会 会長名簿(案)

専門分科会	氏名	役職
民生委員審査専門分科会	北川 博康	姫路市連合自治会 会長
障害者福祉専門分科会	谷口 泰司	関西福祉大学 社会福祉学部 教授
高齢者福祉専門分科会	荒木 実代	福山平成大学 福祉健康学部 教授
児童福祉専門分科会	秋川 陽一	関西福祉大学 教育学部 教授

姫路市社会福祉審議会

障害者福祉専門分科会審査部会 委員名簿(案)

	氏 名	役職
審議会委員	國部 伸也	医師
審議会臨時委員	五百蔵 智明	医師
審議会臨時委員	喜多 也寸志	医師
審議会臨時委員	國富 彩	医師
審議会臨時委員	來栖 昭博	医師
審議会臨時委員	瀬尾 靖	医師
審議会臨時委員	多田 英二	医師
審議会臨時委員	長 嗣麿	医師
審議会臨時委員	深澤 元晴	医師
審議会臨時委員	三木 隆	医師

# 姫路市社会福祉審議会

## 児童福祉専門分科会認可部会 委員名簿(案)

		氏 名	役 職
審議会委員	部会長	秋川 陽一	関西福祉大学 教育学部 教授
審議会委員		中野 靖子	姫路市小学校長会
審議会委員		日坂 步都恵	兵庫大学短期大学部 保育科 教授
審議会委員		藤重 育子	姫路大学 教育学部 准教授
審議会委員		富士原 智恵美	(一社)姫路市保育協会 会長
審議会委員		山中 真介	姫路市私立幼稚園連合会 会長

### 3 令和8年度 健康福祉局の主要事業の概要

(注)◎:新規事業 ○:拡充

	担当課	予算額 (千円)
<b>出会いから結婚、妊娠・出産期の支援</b>		
○ プレコンセプションケアの推進		
プレコンセプションケアセミナーの開催	こどもの未来健康支援 センター	2,214
プレコンセプションケア健診費用の助成		
若い世代への相談支援		
卵子凍結費用の助成		
子宮頸がん検診の推進	保健所健康課	10,053
◎RSウイルス感染症予防の推進	保健所予防課	88,434
	保健所予防課	93,318
<b>健やかな成長を支える子育て環境の整備</b>		
◎ 5歳児健康診査モデル事業の実施	保健所健康課	3,023
<b>地域コミュニティの活性化</b>		
○ 老人クラブ活動への支援の充実	高齢者政策課	74,037
<b>安全安心なまちづくりの推進</b>		
◎ 福祉避難所における支援体制の強化	地域福祉課	3,938
救急体制の充実		
救急医療電話相談「#7119」の利用促進	地域医療課	293
<b>誰もがいきいきとくらす社会の実現</b>		
○ 障害者を支える地域づくりの推進	障害福祉課	
○放課後等デイサービスの充実		89,000
◎放課後等デイサービスの開設促進		19,300
◎障害者の相談支援体制の充実		6,000
◎医療型短期入所事業所の開設促進		5,000
◎ 障害者就労支援事業所への支援の強化		1,756
◎ 介護人材の確保	介護保険課	
◎介護支援専門員の資格更新支援		4,800
◎外国人介護人材の育成・生活支援による定着促進		4,000
○ 高齢者・障害者の外出支援	高齢者支援課 障害福祉課	34,526
◎ AIを活用したフレイル・軽度認知障害の早期発見		
◎フレイルの早期発見	高齢者政策課 高齢者支援課	0
◎軽度認知障害(MCI)の早期発見	高齢者政策課 高齢者支援課	0
孤独・孤立対策の推進	地域福祉課	509

## ① 地域福祉関係、障害者福祉関係

<b>安全安心なまちづくりの推進</b>	
<b>(新)福祉避難所における支援体制の強化(地域福祉課)</b>	<b>3,938千円</b>
<p>[内容]</p> <p>在宅人工呼吸器装着者の災害時受入支援の拠点とするため、電源確保用のポータブルバッテリー等を配備した福祉避難所を整備する。</p>	
<b>誰もがいきいきとらせる社会の実現</b>	
<b>障害者を支える地域づくりの推進(障害福祉課)</b>	<b>119,300千円</b>
<p>[内容]</p> <p>①放課後等デイサービスの充実 子どもの発達状況に応じた切れ目のない支援を行うため、放課後等デイサービスの利用日数を月19日から月23日に拡充する。</p> <p>②(新)放課後等デイサービスの開設促進 放課後等デイサービスの利用日数拡充に対応した受け皿となる事業所を確保するため、事業所向けセミナーや開設から運営までの伴走支援により、新規事業者の参入を促進する。</p> <p>③(新)障害者の相談支援体制の充実 障害児・者の個々の状況に応じた相談支援体制の充実を図るため、相談支援専門員を新たに雇用する事業所に対し、最大5年間にわたり人件費の一部を助成する。</p> <p>④(新)医療型短期入所事業所の開設促進 医療的ケア児者等の在宅生活と家族の介護負担軽減を図るため、医療機関等への説明会や個別相談を実施し、看護職員が配置された短期入所の開設を促進する。</p>	
<b>(新)障害者就労支援事業所への支援の強化(障害福祉課)</b>	<b>1,756千円</b>
<p>[内容]</p> <p>障害者の工賃及び就労意欲の向上を図るため、障害者就労支援事業所向けのセミナーの開催や専門家派遣等を通じ、販路開拓や生産活動の経営改善を支援する。</p>	
<b>孤独・孤立対策の推進(地域福祉課)</b>	<b>509千円</b>
<p>[内容]</p> <p>孤独・孤立問題への理解促進と支援ネットワークの拡大を図るため、官民連携プラットフォームの構成団体や関心のある市民を対象とした講演会を開催する。</p>	

## ② 高齢者福祉関係

地域コミュニティの活性化	
老人クラブ活動への支援の充実	74,037千円
<p>[内容]</p> <p>高齢者の社会参加と多世代交流を促進し、生きがいや健康づくりにつながる活動を支援するため、老人クラブ連合会の「こども育成事業」を新たに助成対象とするほか、老人クラブ活動の活性化を図るため、単位老人クラブへの助成要件を緩和するなど、老人クラブの裾野の拡大を図る。</p>	

誰もがいきいきとらせる社会の実現	
(新)介護人材の確保(介護保険課)	8,800千円
<p>[内容]</p> <p>①(新)介護支援専門員の資格更新支援 介護支援専門員の就業継続と潜在有資格者の現場復帰を促進するため、資格更新の研修に要する費用を助成する。 助成内容:対象経費の1/2(上限3万円/人)</p> <p>②(新)外国人介護人材の育成・生活支援による定着促進 安定的な介護サービス提供体制を確保するため、介護分野の重要な担い手となっている外国人介護人材の育成等に取り組む介護事業所を支援する。 対象:入国1年目の外国人介護人材に対して育成支援や家賃助成を行う介護事業所 助成内容:対象経費の1/2(上限10万円/人)</p>	
高齢者・障害者の外出支援(高齢者支援課、障害福祉課)	34,526千円
<p>[内容]</p> <p>高齢者や障害者を対象とした、タクシーや船舶などの交通優待助成について、紙の助成券の持ち歩きを減らし、紛失時の再発行が可能になるなど、利便性の向上と事務負担の軽減を図るため、二次元コードを印字したカードで助成が受けられるデジタルサービスを開始する。</p>	
(新)AIを活用したフレイル・軽度認知障害者の早期発見(高齢者政策課、高齢者支援課)	0千円
<p>[内容]</p> <p>①(新)フレイルの早期発見 一人暮らし高齢者のフレイル(虚弱状態)を早期に発見し、介護予防につなげるため、電力スマートメーターの使用データのAI分析により、リスクの高い高齢者へ健康指導を行うモデル事業を実施する。</p> <p>②(新)軽度認知障害(MCI)の早期発見 認知症の早期発見と効果的な予防対策を推進するため、AIアプリを活用して記憶力・注意力等を判定し、医療機関での検査等につなげるなど判定結果に基づいた適切な支援を行うモデル事業を実施する。</p>	

## 4 令和8年度 こども未来局の主な新規・拡充事業の概要

本市の令和8年度主要事業における、「LIFE」に関わる4つのメインテーマのうち、「『活力』ある姫路を創造する市政」の中の重点施策「未来を拓く『ひとづくり改革』」として、子育て世代が未来に希望を持って安心して子どもを産み育てることができるよう子育て支援の充実に取り組む。

出会いから結婚、妊娠・出産期の支援として、マッチングアプリの利用料金等を助成するほか、新たに市内在勤の若者等を対象とした出会い・交流イベントを開催する。

また、健やかな成長を支える子育て環境の整備については、就労要件を問わず保育所等を利用できる「こども誰でも通園制度」の実施施設の拡大を図る。

さらに、質の高い教育・保育サービスを安定的に供給していくため、引き続き、教育・保育施設で働く保育士等への処遇改善に取り組むほか、放課後児童クラブの運営体制の充実を図るため、民間活力の導入を段階的に進める。

「『命』をたいせつにする市政」の中の重点施策「誰もがいきいきとくらす社会の実現」として、ヤングケアラーの負担を軽減するため、家事・育児支援を行うヘルパーを派遣するなど、レスパイトケアに取り組む。

### 1 出会いから結婚、妊娠・出産期の支援

若い世代の出会い・結婚支援	こども総務課	【4,400千円】
---------------	--------	-----------

### 2 健やかな成長を支える子育て環境の整備

「こども誰でも通園制度」の充実	幼保連携政策課	【77千円】
	こども保育課	【86,099千円】

保育の魅力発信のための動画制作	幼保連携政策課	【715千円】
-----------------	---------	---------

こども・若者会議の充実	こども総務課	【1,450千円】
-------------	--------	-----------

放課後児童クラブの充実	こども総務課	【345,481千円】
-------------	--------	-------------

### 3 誰もがいきいきとくらす社会の実現

ヤングケアラーへの支援	子育て支援室	【1,800千円】
-------------	--------	-----------

## 1 出会いから結婚、妊娠・出産期の支援

### ◎ 若い世代の出会い・結婚支援(こども総務課 4,400 千円)

若い世代に出会いのきっかけを提供するため、気軽に参加できる「市内在勤者等を対象とした出会い・交流イベント」を開催する。

■対象者

20～39歳で市内在勤又は市内在住の独身者

■人数

100名程度

## 2 健やかな成長を支える子育て環境の整備

### ○ こども誰でも通園制度の充実(幼保連携政策課 77千円) (こども保育課 86,099千円)

就労要件を問わず柔軟に保育所等を利用できる「こども誰でも通園制度(乳児等通園支援事業)」について、対象施設を拡大して実施する。

■対象者

保育所・認定こども園等に通っていない6カ月～2歳の子ども

■利用時間

1人当たり月10時間まで

### ○ 保育の魅力発信のための動画制作(幼保連携政策課 715千円)

現場の保育士等、養成校の学生のインタビュー等を盛り込み、保育の魅力を伝えるための動画の制作を行う。

### ○ こども・若者会議の充実(こども総務課 1,450千円)

子どもや若者が、自分たちの生活環境や教育環境等について、自身の思いや考えを話し合い、自分たちの声を行政に伝える場として、小学校5年生から高校3年生の年代までの市民を対象に、意見交換を行う会議を開催。

■ 実施時期：令和8年7月～8月(全4回実施)

■ 実施手法：対面+令和8年度からオンライン参加も可

■ 参加人数：20名程度、(サポーター)大学生等5名程度

## ○ 放課後児童クラブの充実(こども総務課 345,481 千円)

- 放課後児童クラブにおける民間活力の導入  
公設放課後児童クラブの運営体制の充実を図ることによりこどもの健やかな成長と家庭の子育てを支援するため、民間事業者への運営委託を段階的に進める。
- 民間事業者への運営委託の実施(第1ブロック:335,197千円)  
令和8年度から市内北東部(第1ブロック)18校の運営を、シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社に委託。
- 民間事業者への運営委託の拡大(第2ブロック及び第5ブロック:0円)  
令和9年度から引き続き市内南東部(第2ブロック)13校及び市内南西部(第5ブロック)8校を民間事業者へ運営委託するため、契約候補者の選定、契約の締結、関係者への説明会の実施、引継ぎ等を実施。令和8年度は準備期間のため、予算計上なし。  
(参考)
  - ・第2ブロックに係る債務負担行為(令和9年度～令和11年度:965,084千円)
  - ・第5ブロックに係る債務負担行為(令和9年度～令和12年度:1,257,322千円)
- AEDの設置(5,632千円)  
児童の安全確保と緊急時のさらに迅速な救命活動を可能にするため、市立放課後児童クラブにAEDを32箇所追加設置。(設置数12箇所→44箇所)
- 私立放課後児童クラブにおける送迎支援サービスへの支援(4,652千円)  
放課後児童クラブにおける待機児童の解消を図るため、児童送迎サービスを実施している私立の放課後児童クラブ事業者に対し、送迎に必要となる経費を助成。

## 3 誰もがいきいきとくらす社会の実現

### ○ ヤングケアラーへの支援(子育て支援室 1,800千円)

家事や家族の世話を日常的に担うヤングケアラーの負担を軽減するため、訪問支援員によるレスパイトケア(休息支援)を実施するもの。

#### ■ 支援内容

家事・育児支援を行うヘルパーの派遣

#### ■ 対象者

市が必要と認めた世帯

## 5 姫路市地域福祉計画について

### 1 計画の位置づけ

#### (1) 根拠法令

社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 107 条に基づく市町村地域福祉計画  
（成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画と一体的に策定するもの）

#### (2) 他計画との関係

姫路市総合計画を上位計画とし、姫路市高齢者保健福祉計画及び姫路市介護保険事業計画、姫路市障害福祉推進計画、姫路市子ども・子育て支援事業計画、ひめじ健康プラン等の分野別計画を横断し、市の地域福祉における基本方針と施策展開の方向を明らかにするもの。

### 2 計画の期間

- ・令和 3 年度（2021 年度）～令和 8 年度（2026 年度）（6 か年）
- ・現在、次期計画の策定を進めている。

### 3 基本理念

『私たち一人ひとりが互いに支え合い、住み慣れた地域で健やかな暮らしができる福祉のまちづくり』

### 4 計画策定会議の開催

#### (1) 趣旨

- ・令和 9 年度から令和 14 年度までを計画期間とする「姫路市地域福祉計画」を策定する。また、「成年後見制度利用促進基本計画」及び「重層的支援体制整備事業実施計画」を包含する。
- ・計画の策定にあたり、専門的知見及び市民目線からの意見を伺うため、学識経験者、地域団体や地域福祉に携わる者及び公募市民等により構成する計画策定会議を開催する。

#### (2) 構成

学識経験者	1 名
地域団体代表者	6 名
医療関係者	3 名
福祉関係者	3 名
専門職団体関係者	3 名
公募市民	2 名
計	18 名

※ 委員の一覧は、別紙のとおり

#### (3) 開催回数

令和 8 年度に 4 回程度の開催を予定

姫路市地域福祉計画  
策定会議委員一覧

(敬称略、順不同)

区 分	所属等	氏 名
学識経験者	兵庫県立大学環境人間学部 准教授	野村 健
地域団体 代表者	姫路市連合自治会 会長	北川 博康
	姫路市連合婦人会 会長	岩田 稔恵
	姫路市老人クラブ連合会 会長	難波 功
	姫路市民生委員児童委員連合会 会長	岡本 雅弘
	姫路市民生委員児童委員連合会 (主任児童委員) 部会長	大幸 ゆかり
	姫路市連合P T A協議会 会長	船田 大二郎
医療関係者	姫路市医師会 会長	國部 伸也
	姫路市歯科医師会 副会長	後藤 康
	姫路薬剤師会 会長	泉 憲政
福祉関係者	姫路市社会福祉協議会 副理事長	福間 章代
	特定非営利活動法人 はりま総合福祉評価センター 理事長	河原 正明
	兵庫県介護支援専門員協会姫路支部 支部長	井上 かをり
専門職団体 関係者	兵庫県弁護士会姫路支部 弁護士	有田 玲子
	兵庫県司法書士会 会員	玉野 裕枝
	兵庫県社会福祉士会 会長	小椋 智子
公募市民	公募委員	浅見 有祐
	公募委員	植田 結衣

※ 各所属の役職変更等により、委員の構成に変更が生じる場合がある。

## 6 姫路市障害福祉推進計画（第7期）の中間見直しについて

### 1 計画の位置づけ

#### (1) 根拠法令

障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」、障害者総合支援法（平成17年法律第123号）第88条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20第1項に基づく「市町村障害児福祉計画」を一体的に策定している。

#### (2) 他計画との関係

- ・ 福祉・保健に係る各計画と相互に連携を図り、他計画で一貫して推進すべき、あるいは横断的に推進すべき施策を除いて、障害のある人に関する、より専門的・個別的な領域を受け持つ。
- ・ 教育に係る計画と相互に連携して、障害のある児童生徒に関する専門的・個別的な領域を受け持つ。

### 2 計画の期間

- ・ 令和6年度（2024年度）～令和11年度（2029年度）（6ヵ年）
- ・ 計画期間の中間年にあたる令和8年度に、成果目標及び障害福祉サービス等の見込量について、数値の見直しを行う。

### 3 ワーキング部会等の開催方針

#### (1) 趣旨

計画の中間見直しにあたり、専門的見地及び市民目線からの意見を伺うため、学識経験者及び障害福祉に携わる者により構成するワーキング部会並びに障害当事者及び支援者の参加する地域自立支援協議会当事者部会を開催する。

#### (2) ワーキング部会委員構成

学識経験者	2名
福祉関係者	1名
就労関係者	1名
医療関係者（行政関係者）	1名
保健関係者（行政関係者）	1名
教育関係者（行政関係者）	1名
計	7名

※ 委員の一覧は、別紙のとおり

#### (3) ワーキング部会 開催回数

令和8年度に2回程度の開催を予定

#### (4) 地域自立支援協議会当事者部会 開催回数

令和8年度に2回程度の開催を予定

姫路市障害福祉推進計画（第7期）  
ワーキング部会委員一覧

〔 令和8年4月1日現在 〕

区分		所属等	氏名
学識経験者		特定非営利活動法人はりま総合福祉評価センター 理事長	河原 正明
		関西福祉大学社会福祉学部 教授	萬代 由希子
福祉関係者		姫路市基幹相談支援センター (姫路市社会福祉事業団 ぱっそ・あ・ぱっそ) 相談員	西田 純子
雇用関係者		職業自立センターひめじ(姫路市社会福祉事業団) 主任支援員	佐藤 絵美
行政関係者	医療	姫路市総合福祉通園センター 所長	北山 真次
	保健	姫路市保健所(中央保健センター) 係長	東 龍太郎
	教育	姫路市総合教育センター育成支援課 係長	小寺 研

※ 各所属の役職変更等により、委員の構成に変更が生じる場合がある。

## 7 「姫路市高齢者保健福祉計画及び姫路市介護保険事業計画（第10期）」について

### 1 計画の位置づけ

#### (1) 根拠法令

高齢者保健福祉計画は老人福祉法第20条の8第1項に、介護保険事業計画は介護保険法第117条第1項において、策定を義務付けられているほか、両法において、両計画は「一体のものとして作成されなければならない」と定められていることから、一体の計画として策定している。

#### (2) 他計画との関係

福祉及び保健に係る各計画と相互に連携を図り、他計画で一貫して推進すべき、あるいは横断的に推進すべき施策を除いて、高齢者及び介護保険事業に関する、より専門的・個別的な領域を受け持つ。

### 2 計画の期間

令和9年度（2027年度）～令和11年度（2029年度）の3ヵ年

### 3 計画策定会議の開催

#### (1) 趣旨

計画の策定にあたり、専門的見地及び市民目線からの意見を伺うため、学識経験者、高齢者保健福祉に携わる者及び公募市民等により構成する計画策定会議を開催する。

#### (2) 構成

学識経験者	2名
地域団体代表者	2名
医療関係者	3名
福祉関係者	2名
介護サービス事業者	4名
生涯現役推進関係者	2名
公募市民	2名
計	17名

※ 委員の一覧は、別紙のとおり

#### (3) 開催回数

令和8年度に4回程度の開催を予定

姫路市高齢者保健福祉計画及び姫路市介護保険事業計画（第10期）

策定会議委員一覧

（敬称略、順不同）

区分	所属等	氏名
学識経験者	姫路獨協大学 学長	井上 清美
	福山平成大学 教授	荒木 実代
地域団体 代表者	姫路市民生委員児童委員連合会 副会長	織田 等
	姫路市老人クラブ連合会 副会長	酒見 宣子
医療関係者	一般社団法人姫路市医師会 理事	来栖 昌朗
	一般社団法人姫路市歯科医師会 理事	北中 一寿
	一般社団法人姫路薬剤師会 副会長	西岡 健二
福祉関係者	社会福祉法人姫路市社会福祉協議会 常務理事兼事務局長	瀬崎 智紀
	認知症関連団体（認知症家族の会 麦の芽会 会員）	谷 友季子
介護サービ ス 事業者	姫路市地域包括支援センター連絡会 世話人代表	森本 重治
	一般社団法人兵庫県介護支援専門員協会姫路支部 支部長	井上 かをり
	姫路市西播・介護サービス事業者連絡協議会 理事	宮岡 直美
	姫路市老人福祉施設連盟 副会長	田上 優佳
生涯現役推 進関係者	公益社団法人姫路市シルバー人材センター 副理事長	舟引 隆文
	公民館長	長谷川 義晃
公募市民	公募委員	魚谷 敏宏
	公募委員	大西 優

※ 各所属の役職変更等により、委員の構成に変更が生じる場合がある。

## 8 姫路市こども計画「ひめじ こども・若者みらいプラン」について

### 1 策定の背景・目的

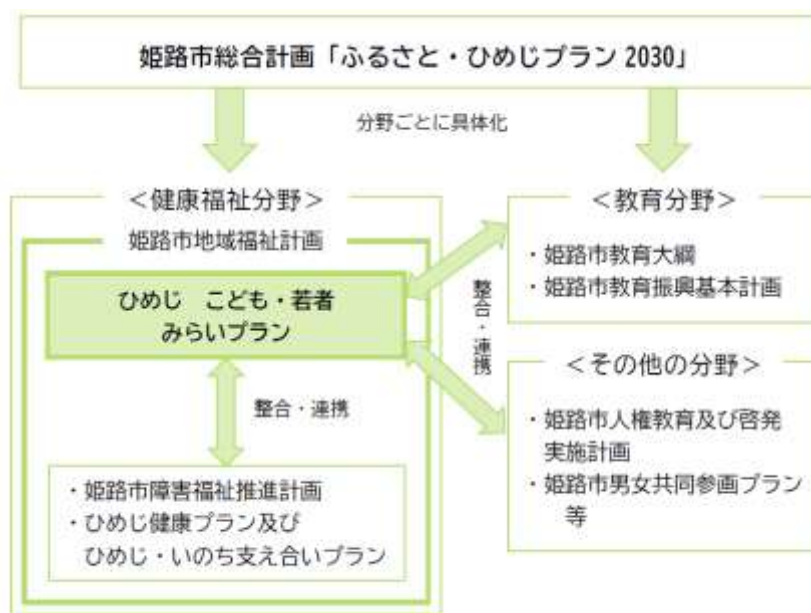
平成27年度の子ども・子育て支援新制度の施行以後、本市では「姫路市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子ども・子育て支援の充実に取り組み、一定の成果を挙げてきた。令和5年4月に、国において「こども基本法」が施行され、いわゆる「こどもまんなか社会」に向けた取組が進められることを踏まえ、本市においても、こども・若者や子育て世帯に関する施策を総合的に、かつ切れ目なく推進していくため策定したものである。

### 2 計画の位置づけ

#### (1) 根拠法令

- ・ こども基本法第10条に基づく「市町村こども計画」
- ・ 子ども・若者育成支援推進法第9条に基づく「市町村子ども・若者計画」
- ・ こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条に基づく「市町村計画」
- ・ 子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」
- ・ 次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」

#### (2) 他計画との関係



### 3 計画の別冊について

本計画には、本編に加えて5種類の別冊を作成

- ・ 別冊1 施策の体系における具体的な取組
- ・ 別冊2 教育・保育等及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保方策(第3期姫路市子ども・子育て支援事業計画)
- ・ 別冊3 令和5年度 姫路市子育て支援に関するアンケート調査報告書

- ・ 別冊 4 令和 5 年度 姫路市子ども・若者意識調査報告書
- ・ 別冊 5 令和 5 年度 姫路市子どもの生活実態調査報告書

#### 4 計画の期間

令和 7 年度（2025 年度）から令和 11 年度（2029 年度）までの 5 年間

#### 5 計画の対象

こども・若者（おおむね 0 歳から 30 歳未満）及び子育て世帯

※ 本計画において、「こども」はおおむね 18 歳未満、「若者」はおおむね思春期から 30 歳未満を指すものとするが、施策によっては 40 歳未満を対象とする場合がある。

#### 6 基本理念

こども・若者が希望を持ってすこやかに育ち、未来へつながるまち 姫路  
～「だれひとり取り残さない」社会をめざして～

#### 7 基本目標

基本理念の実現に向けて、5 つの基本目標を設定

基本目標 1：こども・若者の権利を守り、すこやかな成長を支える

基本目標 2：安心してこどもを産み育てられる環境をととのえる

基本目標 3：若者の生活を支え、未来への希望の実現を支援する

基本目標 4：支援が必要なこども・若者や家庭を支援する

基本目標 5：こども・若者や子育て世帯の声を聴き、みんなで一緒に取り組む

#### 8 第 3 期姫路市子ども・子育て支援事業計画について

別冊 2 として、こども計画と一体的に策定し、就学前児童に係る教育・保育、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み（ニーズ量）や提供体制の確保方策（ニーズを満たすための整備目標）等、必要な事項を定める。

#### 9 計画の推進体制

こども計画については、計画期間中、毎年度、別冊 1 に掲載された各取組の実施状況と、本計画で定める参考指標の推移を確認し、市長の附属機関である「姫路市子ども・子育て会議」に報告を行うとともに、市のホームページで公表する。また、計画期間の終期には、本計画で定める成果指標に基づき、計画の達成度を評価する。

別冊 2 については、実際の利用状況が計画における必要量の見込みと乖離が生じる場合には、現状に即した子ども・子育て支援体制の確保を図るため、計画期間の中間年において、必要な計画の見直しを行う。

・社会福祉法（抜粋）

第二章 地方社会福祉審議会

（地方社会福祉審議会）

第七条 社会福祉に関する事項（児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を除く。）を調査審議するため、都道府県並びに地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）に社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関（以下「地方社会福祉審議会」という。）を置くものとする。

2 地方社会福祉審議会は、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長の監督に属し、その諮問に答え、又は関係行政庁に意見を具申するものとする。

（委員）

第八条 地方社会福祉審議会の委員は、都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員、社会福祉事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が任命する。

（臨時委員）

第九条 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、地方社会福祉審議会に臨時委員を置くことができる。

2 地方社会福祉審議会の臨時委員は、都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員、社会福祉事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が任命する。

（委員長）

第十条 地方社会福祉審議会に委員の互選による委員長一人を置く。委員長は、会務を総理する。

（専門分科会）

第十一条 地方社会福祉審議会に、民生委員の適否の審査に関する事項を調査審議するため、民生委員審査専門分科会を、身体障害者の福祉に関する事項を調査審議するため、身体障害者福祉専門分科会を置く。

2 地方社会福祉審議会は、前項の事項以外の事項を調査審議するため、必要に応じ、老人福祉専門分科会その他の専門分科会を置くことができる。

（地方社会福祉審議会に関する特例）

第十二条 第七条第一項の規定にかかわらず、都道府県又は指定都市若しくは中核市は、条例で定めるところにより、地方社会福祉審議会に児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を調査審議させることができる。

2 前項の規定により地方社会福祉審議会に児童福祉に関する事項を調査審議させる場合においては、前条第一項中「置く」とあるのは、「、児童福祉に関する事項を調査審議するため、児童福祉専門分科会を置く」とする。

(政令への委任)

第十三条 この法律で定めるもののほか、地方社会福祉審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

・社会福祉法施行令（抜粋）

（民生委員審査専門分科会）

第二条 民生委員審査専門分科会に属すべき委員は、当該都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員の選挙権を有する地方社会福祉審議会（法第七条第一項に規定する地方社会福祉審議会をいう。以下同じ。）の委員のうちから、委員長が指名する。

2 民生委員審査専門分科会に属する委員がその職務上の地位を政党又は政治的目的のために利用した場合は、当該委員について、委員長は、前項の規定による指名を取り消すことができる。

3 民生委員審査専門分科会の決議は、これをもって地方社会福祉審議会の決議とする。

（審査部会）

第三条 地方社会福祉審議会は、身体障害者の障害程度の審査に関する調査審議のため、身体障害者福祉専門分科会に審査部会を設けるものとする。

2 審査部会に属すべき委員及び臨時委員は、身体障害者福祉専門分科会に属する医師たる委員及び臨時委員のうちから、委員長が指名する。

3 地方社会福祉審議会は、身体障害者の障害程度に関して諮問を受けたときは、審査部会の決議をもって地方社会福祉審議会の決議とすることができる。

## ・姫路市社会福祉審議会条例

### (設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき審議会その他の合議制の機関として、姫路市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

### (所掌事務)

第2条 審議会は、法第7条第1項に定めるもののほか、法第12条第1項の規定により、児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を調査審議する。

### (組織)

第3条 審議会は、委員40人以内で組織する。

### (委員の任期等)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

### (委員長)

第5条 審議会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員長は、審議会の会議を招集し、その議長となる。

2 委員長は、委員の4分の1以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会を招集しなければならない。

第7条 審議会は、委員及び議事に関する臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (専門分科会)

第8条 審議会に、法第11条第1項（法第12条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び法第11条第2項の規定により次に掲げる専門分科会を置く。

- (1) 民生委員の適否の審査に関する事項を調査審議するための民生委員審査専門分科会
- (2) 身体障害者、知的障害者及び精神障害者の福祉に関する事項を調査審議するための障害者福祉専門分科会
- (3) 高齢者福祉に関する事項を調査審議するための高齢者福祉専門分科会
- (4) 児童福祉に関する事項を調査審議するための児童福祉専門分科会

第9条 専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。以下この条、第11条第1項及び第13条第2項において同じ。）に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

- 2 各専門分科会に専門分科会長を置き、その専門分科会に属する委員及び臨時委員の互選によってこれを定める。
- 3 専門分科会長は、その専門分科会の事務を掌理する。
- 4 専門分科会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員又は臨時委員が、その職務を行う。

（民生委員審査専門分科会）

第10条 前条第2項から第4項までの規定は、民生委員審査専門分科会及びこれに置かれる専門分科会長について準用する。この場合において、前条第2項中「委員及び臨時委員」とあるのは「委員」と、前条第4項中「委員又は臨時委員」とあるのは「委員」と読み替えるものとする。

（専門部会）

第11条 審議会は、その定めるところにより、専門分科会に専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。
- 3 専門部会に部会長を置き、その専門部会に属する委員及び臨時委員の互選によってこれを定める。
- 4 部会長は、専門部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員又は臨時委員が、その職務を行う。

（審査部会）

第12条 前条第3項から第5項までの規定は、社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）第3条第1項の規定により設ける審査部会について準用する。

(専門分科会等の会議)

第13条 専門分科会、専門部会及び審査部会の会議については、第6条及び第7条の規定を準用する。

2 審議会は、専門分科会及び専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

(意見又は説明の聴取)

第14条 審議会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求めて意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第15条 審議会の庶務は、健康福祉局において処理する。

(補則)

第16条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

2 姫路市社会福祉審議会の調査審議事項の特例に関する条例（平成8年姫路市条例第4号）は、廃止する。

附 則（平成12年7月10日条例第63号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年3月27日条例第14号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年3月26日条例第10号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（令和5年12月20日条例第70号）

この条例は、公布の日から施行する。

## 姫路市社会福祉審議会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、姫路市社会福祉審議会条例（平成12年姫路市条例第6号。以下「条例」という。）第16条の規定に基づき、姫路市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(副委員長)

第2条 審議会に、副委員長を置く。

2 副委員長は、条例第5条第3項の規定により委員長があらかじめ指名する委員をもって充てる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、条例第5条第3項の規定により委員長の職務を代理する。

(専門部会)

第3条 審議会は、専門部会として、保育所の認可並びに家庭的保育事業等及び乳児等通園支援事業の認可に関する事項を調査審議するため、児童福祉専門分科会に認可部会を置く。

(審査部会の会議)

第4条 審議会は、身体障害者の障害程度に関して諮問を受けた場合において、審査部会の決議をもって審議会の決議とする。

2 審査部会は、前項に規定する場合において審査部会長が急施を要するため会議を招集するいとまがないと認めるときは、持ち回りにより審議することができる。

(補則)

第5条 この規程に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規程は、平成8年5月22日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年5月22日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年5月26日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 5 月 23 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 7 年 3 月 25 日から施行する。